

令和4年3月23日

各位様

千葉県森林組合南部支所  
支所長 三橋 裕

安全衛生特別教育研修の実施案内について

このことについて、下記のとおり安全衛生教育研修を実施いたしますので、参加希望がありましたら、各研修日の10日前までに別添受講申請書を提出するようご案内いたします。

- 1 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当  
開催日 ~~令和4年4月26日（火）～28日（木）~~ 定員に達しました。  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 2 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当  
開催日 ~~令和4年5月18日（水）～20日（金）~~ 定員に達しました。  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 3 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成12年労働基準局発第66号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 ~~令和4年6月3日（金）~~ 定員に達しました。  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 4 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成12年労働基準局発第66号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 ~~令和4年6月30日（木）~~ 定員に達しました  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 5 車両系木材伐出機械等特別教育（伐木系）  
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 6 号の 2  
開催日 ~~令和 4 年 7 月 14 日（木）～15 日（金）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 6 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 4 年 8 月 8 日（月）～10 日（水）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 7 車両系建設機械 3 t 未満特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号  
開催日 令和 4 年 8 月 18（木）～19 日（金）  
会 場 千葉県林業サービスセンター（学科）  
植畑研修センター（実技）
- 8 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 4 年 8 月 24 日（水）  
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 9 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 令和 4 年 9 月 14 日（水）～16 日（金）  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

臨時講習会 チェンソー講習補講Ⅰ（2,5 時間コース）  
旧安衛則第 36 条第 8 号の修了者を対象とした補講  
開催日 令和 4 年 9 月 22 日（木）  
会 場 千葉県林業サービスセンター（定員 20 名）

- 10 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成12年労働基準局発第66号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和4年10月7日(金)  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 11 機械集材装置の運転業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則(昭和47年労号)第36条第1項第7号該当  
開催日 令和4年10月27(木)～28日(金)  
会場 千葉県林業サービスセンター
- 12 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則(昭和47年労号)第36条第1項第8号該当  
開催日 令和4年11月9日(水)～11日(金)  
会場 千葉県林業サービスセンター(学科)  
植畑研修センター(実技)
- 13 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成12年労働基準局発第66号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和4年11月21日(月)  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 14 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成12年労働基準局発第66号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和4年12月1日(木)  
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 15 車両系木材伐出機械等特別教育(走行系)  
労働安全衛生規則第36条第6項の23同条7号の2  
(平25告示第125号)  
開催日 令和4年12月12日(月)～13(火)  
会場 千葉県林業サービスセンター

- 16 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 令和 5 年 2 月 1 日（水）～3 日（金）  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 17 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 5 年 2 月 10 日（金）  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 18 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 令和 5 年 2 月 22 日（水）～24 日（金）  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 19 車両系木材伐出機械等特別教育（伐木系）  
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 6 号の 2  
（平 2 5 告示第 1 2 5 号）  
開催日 令和 5 年 3 月 2 日（木）～3 日（金）  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 20 車両系建設機械 3 t 未満特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号  
開催日 令和 5 年 3 月 16（木）～17 日（金）  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

※上記掲載の研修についてのお申込等については次ページをご確認下さい。

## 注意事項等

※研修申込用紙については、研修 10 日前までに下記申込先住所までお送り下さい。

※申込書受理後受付となります。(受付後決定通知書をお送りいたします。)

※研修をキャンセルする場合は研修 10 日前までにご連絡下さい。

※研修をキャンセルした場合は再度申込用紙を郵送して下さい。  
(研修日をずらす等の場合も同様に申し込み用紙の郵送が必要です)

※チェーンソー、刈払機研修については、上記研修日程以外についてもご相談下さい。

また、出張研修については、チェーンソー10名以上、刈払機5名以上であれば実施いたします。

但し、交通費別途 南部支所～現地までの往復距離×30円、及び有料道路利用の場合は実費請求させていただきます。

(土日、祝日の場合 1日につき 10,000円を負担していただきます。)

※NPO 団体等に対するチェーンソー、刈払機等安全研修会も実施しておりますのでご相談下さい。

※研修会場が 2カ所ありますので研修会に参加される場合はご注意下さい。

申請費用 (研修費 1週間前までに下記へお振込み下さい)

チェーンソー特別教育	22,000円	(林災防 会員 20,000)
刈払機	10,800円	( 〃 9,800円)
機械集材装置	30,000円	( 〃 28,000円)
車両系建設機械	10,000円	
車両系木材伐出機械	37,000円	( 〃 35,000円)
(走行系)		

振込先 受講料振込先

振込先 : 君津市農業協同組合 清和支店  
口座番号 : 普通 1623305  
口座名義 : 千葉県森林組合 南部支所

申込先

千葉県森林組合 南部支所 担当小林、右近  
住所 : 君津市西栗倉 135 TEL 0439-37-2004  
FAX 0439-37-2007

会場住所

- ・千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター  
住所 : 君津市植畑 632
- ・千葉県林業サービスセンター  
住所 : 富津市宝竜寺 11